3 地方公務員の公務災害の補償状況

過去10年間における地方公務員の公務災害の受理件数について、脳・心臓疾患は24件から61件で推移しているものの、平成26（2014）年度以降は3年連続して増加している（第3－1図）。精神疾患等[注10)]は年度によって増減があるものの、中期的には増加傾向にあり平成28（2016）年度は116件となっている（第3－2図）。認定件数について、脳・心臓疾患は平成27（2015）年度の32件の他は、9件から21件で推移している（第3－3図）。精神疾患等は平成25（2013）年度まで15件から22件で推移していたが、平成26（2014）年度以降は32件から50件で推移している（第3－4図）。

第3-1図　地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移

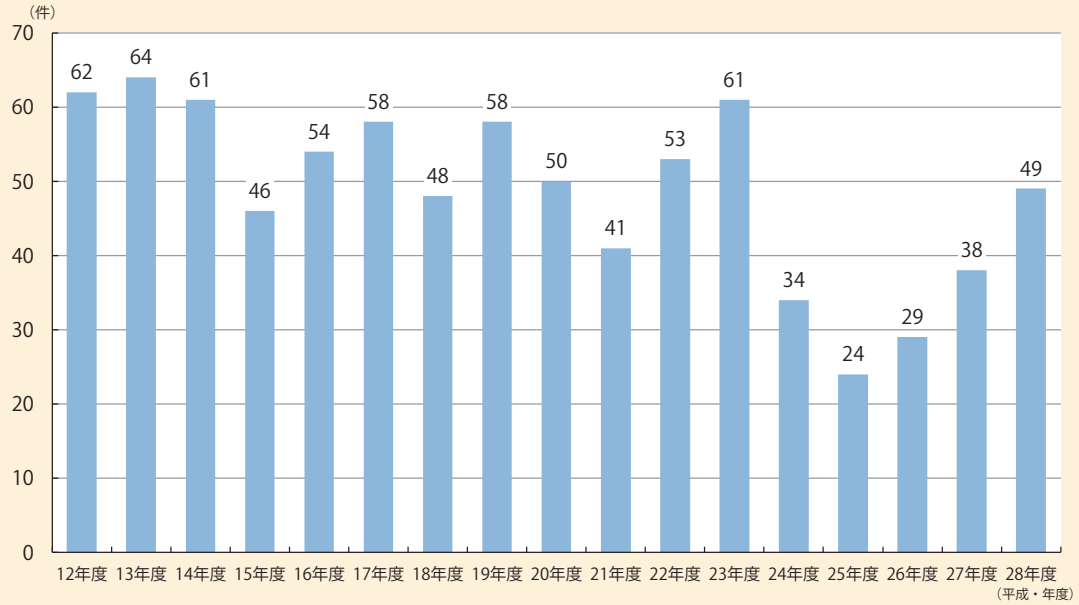

（資料出所）地方公務員災害補償基金作成
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2．受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

注10）精神疾患及び自殺をいう。

第 3-2 図　地方公務員に係る精神疾患等の受理件数の推移

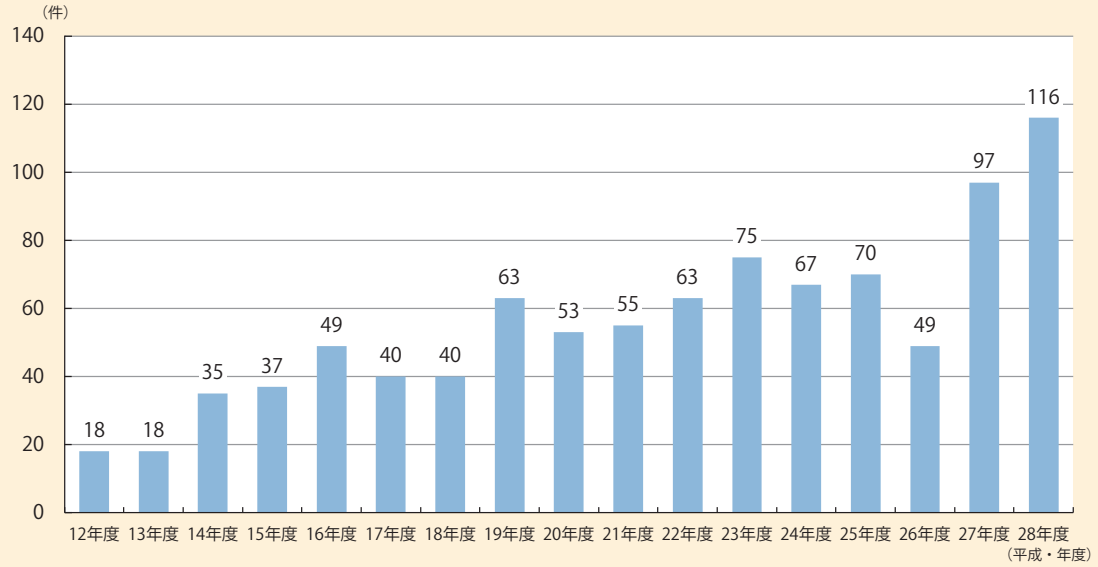

（資料出所）地方公務員災害補償基金作成
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第３条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
　　2．受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

第 3-3 図　地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移

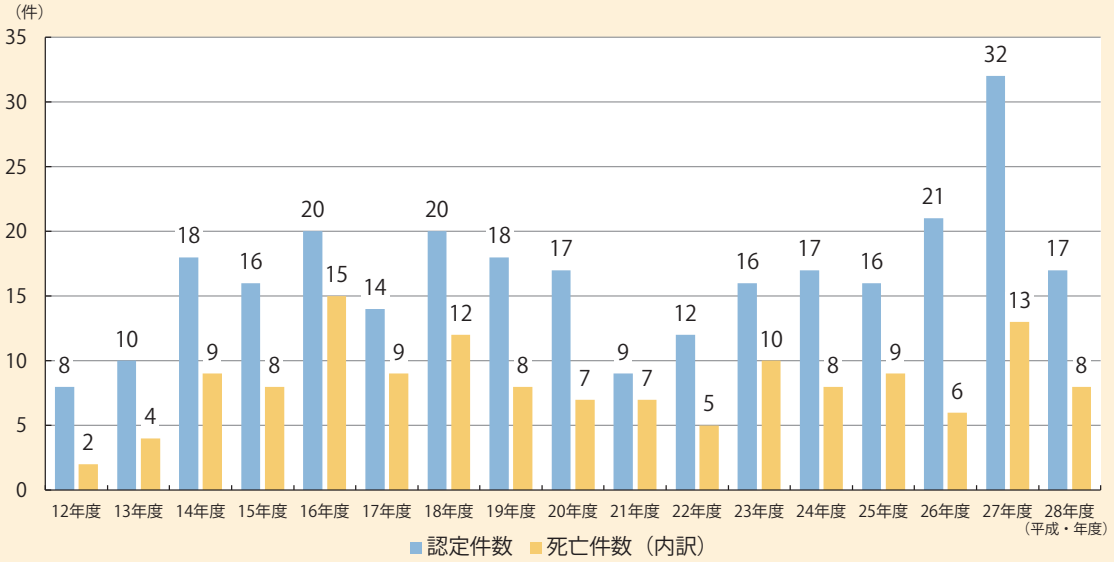

（資料出所）地方公務員災害補償基金作成
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第３条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
　　2．認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

第 3-4 図　地方公務員に係る精神疾患等の公務上認定件数の推移

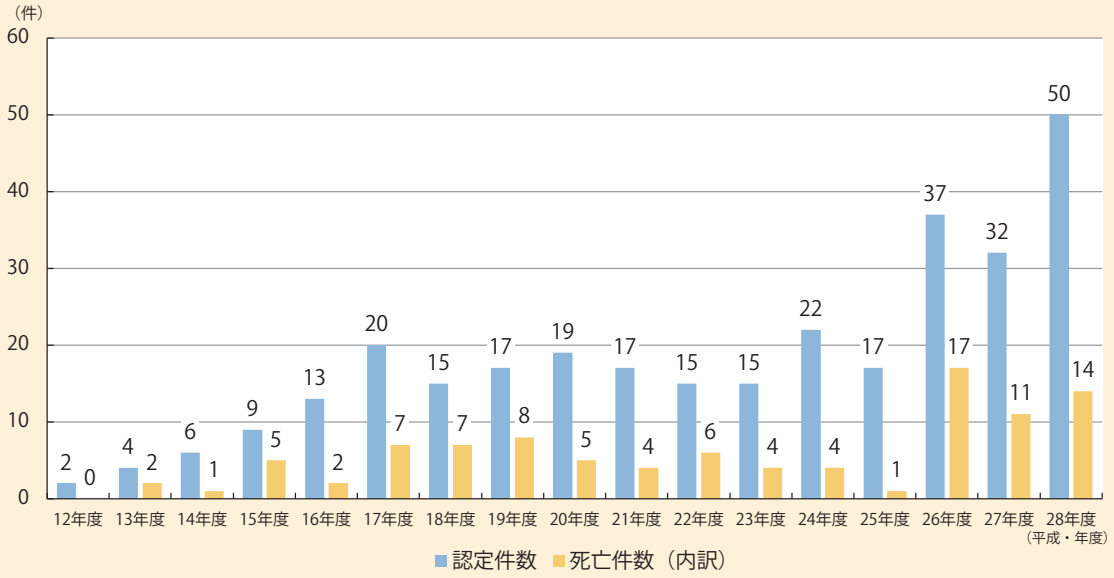

（資料出所）地方公務員災害補償基金作成
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第３条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
　　2．認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

脳・心臓疾患の平成 28 年度の状況をみると、受理件数は 49 件（平成 27 年度 38 件）であり、認定件数は 17 件（同 32 件）となっている。職種別では、受理件数について、義務教育学校職員は 15 件（同７件）、次いでその他の職員（一般職員等）は 12 件（同 11 件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員は５件（同 13 件）、次いでその他の職員（一般職員等）は４件（同 10 件）などとなっている（第３-５表）。年齢別では、受理件数について、50 歳代は 22 件（同 19 件）、次いで 40 歳代は 14 件（同 12 件）などとなっており、認定件数について、50 歳代は９件（同 16 件）、次いで 40 歳代は７件（同８件）などとなっている（第３-６表）。１か月平均の超過勤務時間数別認定件数をみると、100 時間以上は８件（同 19 件）で、うち死亡は５件（同７件）、次いで 80 時間以上～100 時間未満は６件（同７件）で、うち死亡は２件（同４件）などとなっている（第３-７表）。常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数は、第３-８表のとおりである。

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

（件）

職種＼年度	平成 27 年度				平成 28 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	7	3	13	3	15	6	5	2
義務教育学校職員以外の教育職員	2	0	3	1	8	4	2	1
警察職員	7	1	5	3	9	3	3	2
消防職員	9	3	1	0	4	0	3	1
電気・ガス・水道事業職員	0	0	0	0	1	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	0	0	0	0
清掃事業職員	2	2	0	0	0	0	0	0
船員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員	11	3	10	6	12	4	4	2
合計	38	12	32	13	49	17	17	8

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2．職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
3．受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
4．認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第 3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

（件）

年齢＼年度	平成 27 年度				平成 28 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳以下	0	0	0	0	1	0	0	0
20 ～ 29 歳	1	0	3	0	3	2	0	0
30 ～ 39 歳	4	1	4	2	6	2	1	1
40 ～ 49 歳	12	3	8	4	14	4	7	5
50 ～ 59 歳	19	7	16	7	22	8	9	2
60 歳以上	2	1	1	0	3	1	0	0
合計	38	12	32	13	49	17	17	8

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2．受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3．認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第 3-7 表　脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1 か月平均）別認定件数

（件）

区分＼年度	平成 27 年度	うち死亡	平成 28 年度	うち死亡
20 時間未満	0	0	0	0
20 時間以上～40 時間未満	0	0	1	0
40 時間以上～60 時間未満	0	0	0	0
60 時間以上～80 時間未満	2	0	0	0
80 時間以上～100 時間未満	7	4	6	2
100 時間以上	19	7	8	5
その他	4	2	2	1
合　計	32	13	17	8

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2．上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
3．「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第 3-8 表　脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数

（件）

区分＼年度	平成 27 年度	うち死亡	平成 28 年度	うち死亡
常勤職員	32	13	17	8
常勤的非常勤職員	0	0	0	0
再任用短時間勤務職員	0	0	0	0
合計	32	13	17	8

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2．「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 2 号に定める職員である。
3．「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 1 号に定める職員である。

また、精神疾患等の平成28年度の状況をみると、受理件数は116件（平成27年度97件）であり、認定件数は50件（同32件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は57件（同50件）、次いで義務教育学校職員は21件（同12件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は23件（同18件）、次いで義務教育学校職員は10件（同0件）などとなっている（第3-9表）。年齢別では、受理件数について、40歳代は37件（同34件）、次いで20歳代は32件（同11件）などとなっており、認定件数について、30歳代は16件（同9件）、次いで50歳代は13件（同6件）などとなっている（第3-10表）。業務負荷の類型別の認定件数については、異常な出来事への遭遇が17件（同6件）、次いで対人関係等の職場環境が14件（同7件）などとなっている（第3-11表）。1か月平均の超過勤務時間数別認定件数をみると、20時間未満は20件（同10件）、うち死亡は1件（同3件）、次いでその他は8件（同3件）で、うち死亡は1件（同0件）などとなっている（第3-12表）。常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数は、第3-13表のとおりである。

第3-9表　精神疾患等の職種別受理及び認定件数

（件）

職種＼年度	平成27年度				平成28年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	12	1	0	0	21	3	10	3
義務教育学校職員以外の教育職員	14	0	5	1	20	2	4	0
警察職員	5	3	3	1	6	4	4	4
消防職員	4	0	5	2	5	0	5	2
電気・ガス・水道事業職員	1	0	0	0	1	1	1	0
運輸事業職員	8	2	1	1	5	0	2	1
清掃事業職員	3	0	0	0	1	0	1	0
船員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員（一般職員等）	50	6	18	6	57	18	23	4
合計	97	12	32	11	116	28	50	14

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成28年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、法第24条の規定に基づき地公災 補償を行う機関である。
2．職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
3．受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
4．認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第 3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

（件）

年齢＼年度	平成 27 年度				平成 28 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	11	2	4	1	32	10	9	6
30 ～ 39 歳	21	2	9	2	23	5	16	2
40 ～ 49 歳	34	3	13	4	37	7	12	3
50 ～ 59 歳	30	5	6	4	24	6	13	3
60 歳 以 上	1	0	0	0	0	0	0	0
合 計	97	12	32	11	116	28	50	14

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2．受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3．認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第 3-11 表 精神疾患等の業務負荷の類型別認定件数一覧

（件）

業務負荷の類型		平成 27 年度		平成 28 年度	
			うち死亡		うち死亡
1 異常な出来事への遭遇		6	0	17	0
2 仕事の量・質	仕事の内容	5	3	4	1
	仕事の量（勤務時間の長さ）	8	2	12	7
	勤務形態	0	0	0	0
3 役割・地位等の変化	異動	2	2	0	0
	昇任	0	0	0	0
4 業務の執行体制		0	0	1	0
5 仕事の失敗、責任問題の発生・対処	仕事の失敗	0	0	1	1
	不祥事の発生と対処	0	0	0	0
6 対人関係等の職場環境		7	4	14	5
7 住民等との公務上での関係		4	0	1	0
合 計		32	11	50	14

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2.「業務負荷の類型」は、「「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」（平成 24 年 3 月 16 日付地基補第 62 号）の「別表業務負荷の分析表」による。
3. 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。
4.「異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事（通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの）に遭遇したものの件数である。

第 3-12 表 精神疾患等の超過勤務時間数（1 か月平均）別認定件数

（件）

区分＼年度	平成 27 年度	うち死亡	平成 28 年度	うち死亡
20 時間未満	10	3	20	1
20 時間以上～40 時間未満	2	1	4	2
40 時間以上～60 時間未満	2	2	2	0
60 時間以上～80 時間未満	0	0	4	3
80 時間以上～100 時間未満	4	1	4	1
100 時間以上～120 時間未満	5	3	4	2
120 時間以上～140 時間未満	2	0	1	1
140 時間以上	4	1	3	3
その他	3	0	8	1
合　計	32	11	50	14

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2．上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
3．「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第 3-13 表 精神疾患等の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数

（件）

区分＼年度	平成 27 年度	うち死亡	平成 28 年度	うち死亡
常勤職員	32	11	50	14
常勤的非常勤職員	0	0	0	0
再任用短時間勤務職員	0	0	0	0
合　計	32	11	50	14

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」
（注）1．地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2．「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 2 号に定める職員である。
3．「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 1 号に定める職員である。